



漫 錄



土木主任官會議のぞ記

十 八 公

時局匡救大土木事業を執行する第二年目、昭和八年度の農村振興其の他の土木事業の執行に就ての種々の指示や諮問をし、併せて一般土木事業に付ても指示、諮問をする土木

主任官會議が、五月八、九日の兩日に亘つて内務省で開かれた。何しろ昨年農村振興土木事業の第一年を無事に終へて、スツカリ男を上げた全國の土木主任官が一堂に會するので、嘸や鼻息も荒い事と豫想されたが、蓋を開けて見れば案外ツツマシク議事を進行して行つた。

此の會議が、今後益々多事ならんとする我國土木事業界の直接擔當者の集りであり、しかも今回の議題は路政に関するものが、甚だ多かつたので、以下肩の凝らない程度でありのまゝをアナウンスして見よう。

先づ五月八日午前九時の定刻より少し遅れて開會、參會する者は、福井縣の淺見土木課長が、病氣で出席出來ない

爲吉田道路主事が代理である外は北海道各府縣の土木主任官全部出席、本省側からも唐澤土木局長、中川技監はじめ關係官がヅラリと居並んで、双方とも何でもおいでと言ふやうな顔付。

唐澤土木局長の開會のあいさつがあつて、劈頭山本内務大臣が、自ら演壇に立つて左の要旨のやうな訓示があつた。お年には音吐朗々、壯者を凌ぐ元氣で非常な心強さを覺えしめる。訓示が終つてからも、控席に着いて午前中會議をデーツと傾聽して居られる、生みの親として、時局匡救土木事業に直接携つてゐる人達の會議であるから尤もだとも言へやうが、多忙な身で三時間もあゝしてデーツと聞いてゐられたのに、皆敬服してゐた。

我邦ハ今ヤ内外共ニ多事多端ヲ極メ、舉國一致振張ノ

意氣ヲ以テ難局ノ打開ニ邁進セバナラヌ非常時局ニ直面シテ居ルノデアリマス。政府ハ組閣以來銳意時難ノ匡救ヲ期シ、先づ以テ窮乏疲弊セル農漁山村ヲ救濟シ又失業ヲ緩和スルノ目的ノ下ニ、產業振興農村振興ノ方策ト

シテ汎ク全國的ニ大土木事業ヲ起興シ、地方民ニ勤勞收入ノ機會ヲ與フルト共ニ、地方産業ノ進展ニ資シ依テ以テ國民生活ノ安定ト更正トヲ期シタノデアリマス。幸ニ本事業ハ地方民ヨリ多大ノ期待ト熱意ヲ以テ迎ヘラレ官民一致ノ努力ニヨリテ各地共着々トシテ事業進捗シ、概ネ佳良ナル成果ヲ收メ得タノデアリマス。乃チ今日ノ實情ヲ以テ之ヲ昨年ノ地方情勢ニ比スルトキハ、國民生活モ稍々安定スルニ至ツタノデアリマシテ、邦家ノ爲欣快ニ堪エヌ所デアリマス。ソレト同時ニ此ノ如キ巨額ノ大事業ガ短時日ノ間ニ極メテ順調ニ進捗シ、概ネ所期ノ目的ヲ達成シ得マシタコトハ、諸君ノ努力ニ負フ所亦ナルモノガアルノデアリマシテ、茲ニ深ク謝意ヲ表スル次第デアリマス。

昭和八年度ニ於テ繼續施行セントスル事業ハ、總工費一億四千四百萬圓デアリマシテ、右ハ昨年度ノ產業振興土木事業並ニ農村振興土木事業ノ兩者ヲ加味シ、時局匡救事業トシテ執行セントスルモノデアリマス。是等事業

ノ執行ニ關シテハ別ニ指示スル筈デアリマスガ、大體ニ
於テ昨年施行セル趣旨ニ則ラルベキハ勿論、過去ノ經驗
ニ顧ミテ更ニ一段ノ工夫ヲ重ネ、克ク部下ヲ督勵シテ本
事業ノ目的達成ニ努力セラレンコトヲ望ミマス。殊ニ本
年度ノ工事ハ昨年度ニ比シテ期間モ稍々長イノデアリマ
スガ、工事ニ從事スル者ハ一層ノ緊張ヲ以テ事ニ當リ、
萬一二モ昨年ノ成績ニ甘ンジ或ハ志氣ノ弛緩ヲ來シ苟安
ヲ貧ルガ如キコトナキヤウ特ニ留意アランコトヲ望ミマ
ス

由來土木事業ハ地方民間ノ利害ニ關係スル所極メテ大デ
アリマシテ、爲ニ往々種々ノ運動ニ禍セラレ又ハ權勢情
實ニ偏倚スルノ虞ナシトセヌノデアリマス。凡ソ行政ノ
任ニ當ル者ハ、常ニ地方民衆ノ要望ニ聽キ、施政宜シキヲ
制スペキハ勿論デアリマシテ、利害ノ誘惑ニ迷ハサレ歪
曲醜惡ノ狀ヲ曝露スルガ如キハ、綱紀上斷ジテ許スペカ
ラザル所デアリマス。諸君ハ克ク部下ヲ監督シ又深ク自
ラ戒慎シテ嚴直公平事ニ當リ、地方土木事業ノ聲價ヲ一

層舉グルヤウ格段ノ留意アランコトヲ希望致シマス。

土木事業ハ交通機關ノ發達其ノ他社會事象ノ變化ニ應
ジテ設施經營宜シキヲ制セネバナリマセヌ、又夫レ故ニ
政府ニ於キマシテハ啻ニ時局應急對策トシテ土木事業ヲ
施行スルノミナラズ、更ニ土木行政ノ根本方策ヲ樹立ス
ル爲廣ク關係各廳當局並ニ學識經驗アル者ノ意見ヲ諮フ
ヲ肝要ナリト認メ、今般道路河川港灣等土木ニ關スル重
要事項ヲ調査審議セシムル目的ヲ以テ土木會議ヲ設置ス
ルコトトナリマシタ。又土木ニ關スル國策ヲ樹立センガ
爲ニハ、周到綿密ナル基本的調査ノ存在ヲ必要トスルニ
鑑ミマシテ、政府ハ本年度ニ於テ全國的ニ國道並ニ重要
府縣道ノ交通調查ヲ施行シ又港灣ノ連絡ニ關スル調査ヲ
モ行フコドト致シマシタ。諸君ハ克ク政府ノ意ノ存スル
所ヲ體セラレテ、資料ノ蒐集調査等ニ格段ノ援助ヲ與ヘ
ラレンコトヲ望ミマス。

以上ハ土木事業ノ實施ニ就キ特ニ諸君ニ留意ヲ望ム諸
點ヲ述べ又政府ノ政策ノ一端ヲ開陳シタノデアリマス。

是等事業ガ克ク其ノ成果ヲ擧ケルト否トハ、諸君ノ努力ニ負フ所極メテ大ナルモノガアリマスカラ、諸君ハ深ク現下ノ時局ニ顧ミ其ノ責務ノ重大ナルニ思テ致サレ、刻苦精勵相奉キテ十分其ノ實績ヲ擧グルニ一段ノ努力ヲ竭クサレンコトヲ切望シテ止マヌ次第デアリマス。

大臣の訓示が済むと、唐澤土木局長が、議長席に就き、

いよ／＼會議の本舞臺に入る。先づ指示事項が議題に上せられ、次で諮問事項に入ることになつて、指示事項十四件のトップを承る農村振興其の他土木事業の執行に關する件が上程せられる。

農村振興其の他土木事業ノ執行ニ關スル件

今回政府ガ府縣市町村ニ補助シ土木事業ヲ執行セシムトスル趣旨ハ大體前年度ニ於ケルト同ジク之ニ依リ時局ヲ匡救セムトスルニ在リ從テ起工地又ハ工種ノ選擇、工事執行方法、労働者使用方法及國庫補助金支拂手續等ニ關シテハ既ニ指示又ハ通牒シタル所ニ依ラルベキハ勿論ナルモ左記事項ニ就テハ特ニ留意セラレタシ。

一、府縣及町村ノ執行スル道路（府縣道改良費支辨ニ属スルモノヲ除ク）
河川（府縣砂防工）港灣ノ改良事業ニ對スル補助ニ就キ彼此流用スルコトヲ許シタルハ時局匡救ノ目的ニ適合シタル土木事業ニシテ地方ノ要求スルモノヲ起工セシメムトスル趣旨ナルヲ以テ左記ニ依リ措置セラル、コト

（イ）府縣事業相互間ノ流用並テ府縣事業ヨリ町村事業ヘノ流用ハ當省ノ承認ヲ受クルコト
（ロ）町村事業相互間ノ流用並ニ町村事業ヨリ府縣事業ヘノ流用ハ補助指令後取纏メ報告セラル、コト

二、特別ノ事由ニ因リ府縣事業トシテ國道ノ改良ヲ爲ス場合ニ於ケル補助率ハ事業費ノ三分ノ一トシ町村事業トシテ國道又ハ府縣道ノ改良ヲ爲ス場合ニ於ケル補助率ハ事業費ノ四分ノ三トス
三、港灣修築費補助ハ修築費中埋立費及陸上設備費等ヲ除キタルモノニ對シ補助スルモノナルコト
四、工事ハ改良ノ效果大ナルモノヲ選擇スルニト

五、工事ニ使用スル労働者ハ特定都市ニ於テ起工スルモノヲ除クノ外農村救濟ノ趣旨ニ適合スルヤウ就労セシムルコト

六、工事ハ必ず年度内ニ完成セシムルコト

武井道路課長の説明があつて、主任官側の发言のトップを切つたのは中川鹿児島縣土木課長であるが、これは農村振興土木事業中町村事業に對し、縣が、補助金を概算拂をするが、縣の概算拂に對する國庫補助金も概算拂をやつてもらひたいと言ふことで、會計課主管事項で、本省の會計課から誰も出席してゐないため、アツサリお預けとなり。

次は伊藤宮城縣土木課長が、農振事業で道路の改良は相當出來たが、是等の維持修繕費に對しても國庫より補助せられる途を講ぜられたいと希望が出た。平生の飯を喰べることにまで補助を貰ひたいと言ふのである。地方財政が窮乏してゐて、縣の豫算に於ても經常費支辨に屬してゐる道路の維持修繕費が、年々デリノ、と削られてゐる今日いくらあつても足りない維持修繕費であるし、まして、町村道路

に就ては一層も一層も甚だしいのであるからこれに補助してもらいたいと言ふ希望も一通りは尤もだと思へるが、一面から言へば、育てる意氣込や哺む決心があつてこそ、こしらえた良い子を、出來たら早々育て難いから補助してくれと親に泣きつくことは意氣地がないとも言へる。働きなさい、其の氣で働けば餓えもしないし榮養不良にもしないで済むだらうし町村道だつて地元の兄さんや叔父さんである青年團や在郷軍人會員にたのめばお守りもしてくれるだらうし、結構良い子として成長させてくれるだらうと考へてゐたら、武井道路課長から、現在のところ其の途も拓いてゐないし、一寸考へてもゐませんと、ヤンワリことあつてお次は平川和歌山縣土木課長から取扱上に付て道路課長に質問、これは簡単に應答があつて次に移る。

農村振興土木事業ニ關スル記録保存ノ件

農村振興土木事業ニ關スル資料ハ農村對策上參考トナルベキモノナルヲ以テ之ニ關スル記録ハ成ルベタ整理保存

これも道路課長の説明があつたが、無論記録を大切に保存して置いてもらいたいと言ふだけのことと、意見もなし。これも簡単なやうだが、實はなか／＼複雑な仕事で、特別に注意して置かぬと散逸し易いもので、現に今回の時局匡救事業に類似の仕事を明治二十年頃執行したことがあると言ふ話だつたが、内務省では關東震災のため總ての記録が焼失してしまつて、憑るべきものが無くなつてしまつてゐたとか言ふ話。今回此うした大事業が起興されたものに關する記録が良く保存せられてゐることは、將來此うした事業を、また起す必要（あまり望ましいことでは無いが）があつたら好個の参考であるばかりでなく、歴史としてもまた所謂竹帛に一頁を印するに足るもので、内務省の指示はあながち老婆心では無いものと首肯出来る。

府縣道改良事業ノ執行ニ關スル件

府縣道改良費支辨ニ屬スル事業ハ時局匡救ノ實ヲ擧グルヤウ執行セラルベキハ勿論ナルモ一面道路政策ノ見地ニ基キ指定府縣道及重要府縣道ヲ改良スル方針ヲ採リ其ノ

一箇所ノ工事費ハ成ルベク大ナルモノヲ選擇セラタシ。道路課長の説明によれば、昭和八年度の道路改良事業は各府縣に配當せられた府縣執行の道路事業費は其の内の四十ペーセントが府縣道改良費支辨になつてゐる。この府縣道改良費支辨のものに付ては、相當大規模の工事をやつてもらひたいと言ふのである。地元民を普遍的に就労せしめるには、工事箇所が、勢ひ散在する、昨年の結果によると胡麻をバラ撒いたやうな縣もあつたとかで、今年の農振事業に就ては、就労の方面に重きを置いて工事箇所をバラ撒き主義にすることを避けて、改良の效果の大なるものを擇擇するやうにとは、指示事項の初頭の中に言つてあるが、その内でも特に府縣道改良事業費支辨に屬するものは大規模のものを擇定して欲しいと言ふのである。まことに結構なことであるが、地方からの改良陳情を抑へ切れなかつたり、總花主義で行かうと思つてゐた府縣ではチヨツクラケムたい御指示で、周章狼狽の向もあつたらうかと思ふ。が、これは大した質疑も意見も無くて次に移る。

道路交通情勢調査ニ關スル件

道路ノ改良ニ資スルガ爲今回地方ヲシテ道路ノ交通情勢ヲ調査セシメ之ニ要スル經費ニ對シ政府ヨリ補給スルコトト爲シタルヲ以テ左記事項承知セラレタシ。

記

- 一、調査ハ國道及重要ナル府縣道ニ就キ行フコト
- 二、調査期日ハ六月一日、二日、三日ノ三日間及十月十八日、十九日、二十日ノ三日間ノ二回ニ亘リ執行スルコト但シ祝祭日縁日等特ニ交通雜踏スル日ハ之ヲ避ケ連續三日間トシ降雨ノ日ハ順延スルコト
- 三、調査箇所ハ一路線中交通量ニ著シキ變化ナキ部分ヲ區切りテ之ヲ一區間トシ其ノ中間ニ一箇所ヲ設置スルコト但シ交叉點、分歧點等觀測ニ不便ナル箇所ヲ避クルコト

前項一區間ノ延長ハ大體八キロメートル乃至十二キロメートルトス但シ都市及其ノ附近ニ於テハ之ヲ縮少スルコト

四、其ノ他調査方法ニ關シテハ別紙要綱ニ依ルコト

これは道路改良會で昭和三年秋全國各府縣に依頼してやフ調査セシメ之ニ要スル經費ニ對シ政府ヨリ補給スルコトは、つた交通調査に似て新味を加へたもので内務省としては新しい試みであるが、しかも道路の改良に最も必要であり、寧ろこの催しが、今まで行はれなかつたことが、何うかしであるのだが、今度やつとこさで産まれたのに對する指示である。この指示事項の外に、其の後通牒等に依つて細密な要項が出た（別途雜報記事參照）から此處で敘説を必要としない。此の指示事項は一寸抜打的で、各主任官もよく考へる餘裕も無かつたらうが、それでも關谷山口縣土木課長から、此の調査に要する縣の費用に對して國庫から補給する額がいくらか、調査すべき路線の重要な府縣道とは指定府縣道を指すものと心得てよろしいかと質問がありこれに對して道路課長から、國からの補給金は未だ割當額が決定してゐないから追て通知する見込、重要府縣道とは指定府縣道のみに限定しないもので、指定府縣道以外でも相當重要なものがあるだらうからこれも調査路線に入れてか

まはないと答へ、次は楠長崎縣土木課長から、道路を改良した曉は交通情勢が一變すると言ふ場合が多いから、現在道路の交通情勢のみを調査せず、物資の需給關係から地勢其の他あらゆる交通機關との關係等に付ても調査をしたら何うか、と言ふ意見が出た。道路課長から尤もだと思ふが、今其の方面にまで調査の手を伸すことは至難だから、今日の所現計畫による調査によつて將來を推すの外ないと答へられたが、楠課長から更に、未改修道路の改良資料として必要な産業的調査の具體案を内務省で考究してもらいたいと希望があり、道路課長も、研究しようと答へられたが、其の方面的調査も、金と時間が許すならば、早く實現してもらいたいものだと思ふ。面白い結果が現はれるだらう。此の指示事項に對しては外に二三の質疑應答があつて次に移る。

自動車交通事業法ノ施行ニ關スル件

自動車交通事業法ハ近ク施行セラルベク施行規則其ノ他ノ附屬命令ノ中自動車道ニ關スルモノニ就テハ別紙ノ通

制定セラルベキ見込ナルヲ以テ其ノ取扱ニ關シテハ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

この事項に就ては田中埼玉縣土木課長から、自動車交通事業法關係事務は、府縣の土木課で扱はせる見込なのかと質問があつた、縣廳内部の課長會議でやりさうな質問である。廳内で權限爭ひでもやつてゐるのかなと思へたが、それでも道路課長から、自動車交通事業法の内運輸事業に付ては鐵道省所管事項でもあり、地方官々制の關係や、知事の意見もあるだらうから、内務省で何う此う言ふわけには行かないが、自動車道事業に付ては府縣の土木部課に於て扱はれるのは勿論であらうと懇切な答辯があつた。次は

道路標識ノ統一ニ關スル件

道路標識ノ様式ハ大正十一年當省令第二十七號ノ規定スル所ニ依ルベキモノナルニ拘ハラズ往々ニシテ右ニ異リタル様式ヲ採用スルモノアリ爲ニ交通指導ノ統制ヲ失フノ嫌アルノミナラズ之レガ爲ニ道路警戒標ノ如キニ在リテハ却テ交通ヲ阻害スルノ憾アルヲ以テ道路管理者ニ於

テ建設スル場合ハ勿論出願ニ依リ之ガ建設ヲ許可承認スル場合ニ在リテモ必ず右様式ニ依ラシメラレタシ。

これは、今日最も現實に即した問題である。誰の發意であるか知らぬが、面白い所を捉えて議題にしたものである。此の指示事項に對しては、主任官の内にも内心甘酸ツぱい氣持や、しかめ顔をする人もあつたに違ひない。實際今日府縣の道路標識のまち／＼なには驚く、まるで支那の兵隊のやうに、テンデン、思ひ／＼で、大きいもの、小さいもの立派なもの、無恰好なもの、千差萬別である。いや府縣相互にチグハグなばかりぢやない、縣内に於てすらひどく無統制である。よくも此ういろ／＼な恰好が出来るものだと思ふ。これは自動車協會だと運轉手組合だとかで、出願したものを、警察なんかで何等連絡なしに許可してゐるのが、支那の兵隊を澤山作り出す大きな原因になつてゐるだらう。道路標識によつて最も恩恵を受けるのは自動車である、だから自動車協會だと運轉手組合で建設したり或は其れ等からの寄附で、道路管理者なり警察署で建設し

てゐるのは、まことに結構である。が、その地方や、その警察署管内の自動車業者だけによく解れば、道路標識の使命足れりとしたのが(としか思えないのだ)今無統制になつてゐるのである。失禮ながらそんな支那兵式標識を建てノホホンと済ましてゐられる地方のお係りさんを、自動車の助手臺にでも乗せて、少くとも一三府縣を續いて走りまわつて貰つて視野を廣くしてもらはない事には、いくら書き立ても、此う自動車交通が國際的(縣際的な)になつてゐる今日、テンデに、思ひ／＼の恰好の標識によつてナヤまされてゐるドライバーが、何んなに、餘計な神經を勞してゐるか、おわかりになるまい。此の指示は役所を離れてゐるかの話を聞いてゐるが、變更せられる場合は、も少し體裁の良い型式に變更せられるやうに考慮せられたい。今この型式は、グロテスクで、觀光地あたりの風致を害するから困ると希望意見が出た。私は未だ山口縣で現在何んな恰

好の道路標識が建てられてあるのか知らぬし、また標識で

風光がブチ毀にされてゐるのも見たことが無いがブチ毀しのものがあつたら、觀光地日本としては、問題にもならう。この山口縣土木課長の希望意見に對して道路課長から、道路警戒標の種類を、警戒を要する地形等の關係から、多くしようかとは考えてゐるが、型式に就ては國際様式に隨つてゐる關係もあつて變更する意思はない、また既に制定後十ヶ年にもなつて相當眼にも馴染んでゐるから型式は變えない方が良いと思ふと應答があつて終り。次は

道路ト鐵道軌道トノ平面交叉ニ關スル件

道路ト鐵道軌道トノ平面交叉ノ廢止ニ關シテハ常ニ計畫サレツツアルコトト信ズルモ國道又ハ重要ナル府縣道ニ於テ尙平面交叉ヲ爲スモノ尠ナカラズシテ道路交通ハ勿論鐵道軌道經營上不得策ト認メラルモノアリ固ヨリ是等ハ財政等ノ關係ニ依リ今直ニ其ノ全部ニ亘り改良スルコト困難ナルベシト雖モ一定ノ改良計畫ヲ樹立シ其ノ費用分擔ニ關シテハ常ニ鐵道軌道經營者ト協議ヲ重ネラレ

逐次平面交叉ノ除却ニ力ヌラレタシ。

これに就ては、田邊神奈川縣土木部長から國有鐵道の平面交叉を道路改良工事の爲改良しようとする時、改良費用を分擔してもらう様に鐵道當局に交渉してもなか／＼うまく行かないで困つてゐる。少くとも鐵道用地内に關するものだけでも良いから改良費を鐵道省に於て負擔してもらえりやうに内務省から頼んで貰いたいと切實な希望が出た。それに対しても鐵道課長から、國直轄の道路改良事業に於ても同様の事態に當面して困つたことがある。出來得るだけ御希望に副ふ様にしようと返答があつたが、尙此の問題に就ては列席の各府縣土木部課長が何れも同感ならざるはないので、内輪の相談がすぐ纏つたと見え、次の日には全土木部課長の連署を得て次の様な意見書を作り上げ、これを來島東京、田邊神奈川の兩土木部長が代表となつて五月二十八日鐵道省に次官並關係局長を訪ねて事情を詳細に述べ鐵道當局の考慮を懇望するところがあつた。何處でも困つてゐる事であり、また鐵道省としても將來の利益になる

ことだから、切に此の希望意見の一日も速に實現されん事を望む。

意見書

今回内務省ニ於テ吾々土木主任官ヲ招集セラレ道路ト鐵道軌道ノ平面交叉ヲ除却スヘキ様指示セラレ候處右ハ現時ノ道路交通上ヨリスルモ將タ鐵道交通ヨリスルモ當然トル所ニ有之小官等モ常ニ之カ除却ニ留意致居候得共之カ爲ニハ鉅額ノ費用ヲ要シ其ノ實現容易ナラサルモノ有之候然レトモ現時ノ交通ハ日一日ト増加シ平面交叉ノ方法ヲ以テシテハ到底交通ノ危險ヲ除却シ能ハサルト同時ニ又交通機能ヲ擧ケシムル所以ニ非サルヲ以テ之カ改良ハ緊急ヲ要スル時務ト被存候就テハ各地方廳ニ於テ財政ノ許容スル範圍ニ於テ此際改良計畫ヲ樹立致度候ニ付之カ爲ニ相當ノ利益ヲ蒙ルヘキ國有鐵道ニ於テモ敍上ノ見地ニ基キ本改良計畫ヲ助勢スルカ爲メ相當ノ費用ヲ負擔セラレ候様格別ノ御配意ヲ得候様致度意見提出候也

昭和八年五月九日

北海道廳道路課長 神保金衛

東京府土木部長 來島良亮

京都府土木部長 村山喜一郎

大阪府土木部長 三輪周藏

神奈川縣土木部長 田邊良忠

兵庫縣土木部長 吉岡計之助

長崎縣土木課長 楠宗道

新潟縣土木課長 川上國三郎

埼玉縣土木課長 田中三郎

群馬縣土木課長 中村孫一

千葉縣土木課長 西義一

茨城縣土木課長 荒木榮二

栃木縣土木課長 川越篤

奈良縣土木課長 上田柳一

三重縣土木課長 上井兼吉

愛知縣土木部長 宮島三郎

靜岡縣土木課長 木村憲七郎

山梨縣土木課長	敏島馨之助	山口縣土木課長	關谷新造
滋賀縣土木課長	櫻井哲三	和歌山縣土木課長	平川保
岐阜縣土木課長	岩崎雄治	德島縣土木課長	菅良二
長野縣土木課長	兒玉靜雄	香川縣土木課長	横山喬
宮城縣土木課長	伊藤駿	愛媛縣土木課長	青木治助
福島縣土木課長	土肥憲二郎	高知縣土木課長	河合清
岩手縣土木課長	上野節夫	福岡縣土木課長	坂本一平
青森縣土木課長	三浦義太郎	大分縣土木課長	中山熊雄
山形縣土木課長	木幡長命	佐賀縣土木課長	谷堅
秋田縣土木課長	丸山悅三	熊本縣土木課長	舛井照藏
福井縣土木課長	淺見洋	宮崎縣土木課長	山田一
石川縣土木課長	大石巖	鹿兒島縣土木課長	中川幸太郎
富山縣土木課長	岸田正一	沖繩縣土木課長	千葉男
鳥取縣土木課長	鐵道大臣		
島根縣土木課長	竹田常八		
岡山縣土木課長	長谷川勝伍		
廣島縣土木課長	後藤季總		

この指示事項が済んだら、今まで三時間近く、ぢつと控席で耳を傾けてゐられた山本内相は、はじめて席を立たれた。土木主任官會議も既に何度も開催せられたが、此

んなに熱心に長時間、各主任官の意見なり、希望なりを聽いてゐられた大臣を私はまだ知らないので少からず感激した。

さて議事は進んで次の事項に移つた。

河川改良工事ノ施行ニ關スル件

河川改良工事ノ施行ニ就テハ左ノ各項ニ注意セラレタシ

一、改良計畫ニ必要ナル水位及水量等ノ如キ計畫ノ基礎

トナルベキ調査ヲ完全ニスルコト

二、改良計畫ニ際シ洪水量ノ推定一般ニ過少ノ嫌アルヲ

以テ特に注意スルコト

三、改良計畫上關係ヲ有スル用惡水路ノ調査ヲ完全ニシ

之ガ措置ヲ誤ラザルヤ亨特ニ注意スルコト

四、中小河川改良工事ノ設計變更ヲ要スルモノニ就キ既
ニ變更工事ノ一部ヲ施行シタル後認可申請書ヲ提出セ
シ向アリ右ハ着手前必ず認可ヲ受クルコト

五、河口導流工事特ニ漂砂ニ因ル河口埋塞ノ虞アル場所
於ケル工事ハ所期ノ效果ヲ擧ゲルコト甚ダ困難ナル

ヲ以テ計畫並ニ實施ニ當リ周密ナル注意ヲ拂ヒ遺漏ナ
キヲ期スルコト

六、河口導流工事ノ效果ニ就キ技術上特ニ参考トナルベ
キ事項アラバ其ノ資料ヲ提出スルコト

問題は治水關係に移つた、前川第一技術課長の説明があつて、宮島愛知縣土木部長から、既認可の改修計畫に就ては毎年度報告することに止め認可不要とせられたし。河川調査費にも國庫補助を貰ひたし。海岸砂防工事に付ても補助せられたし。河川改修工事の爲必要を生じたる電氣工作物、軌道其の他の工作物の移轉に要する費用は、各其の工作物の經營者に負擔せしむる様に計らはれだし等の希望があり、松村河川課長から最後の希望に付ては一概に言ひ難い場合があるから具體的問題で決定するの外ないと應答。

平川和歌山縣土木課長から、河川改修計畫の際洪水量を過大に見積つて置くと改修に向つて、潰地が非常に澤山になつて耕地の小い所では苦痛だから洪水量の算定に付ては相當手加減をしてもらいたい。又認可を受けた設計の些少な

部分的變更は報告位で良いことにしてもらいたいと希望があつて次に移る。

河川ニ關係アル工事ノ監督ニ關スル件

用排水幹線改良事業又ハ耕地整理事業トシテ河川ノ改修工事ヲ施行シ又ハ河川ニ工作物ヲ設置スルモノ漸次増加シツ、アリ然ルニ是等工事ノ中ニハ其ノ設計調査十分ナラザルモノ又ハ相當手續ヲ經ズシテ工事ヲ執行セルモノアリ右ハ河川管理上遺憾トスル所ナルヲ以テ特ニ注意アリタシ

これは河川課長から説明があつた、これに付て木村靜岡縣土木課長が「本指示事項に就きましては寧ろ農林省當局に注意をせられんことを望みます……」の調子の演説振りで朗々と申し述べられた要旨は自動車交通事業法の指示事項の所で埼玉縣から出た意見に似て、縣廳内部で、用排水幹線改良工事の執行に方り、耕地課又は農林課で土木課をほつたらかして處理を進行して、後で知つたりして困る、だから農林省當局へも内務省の方からうまくやつてもらい

たいと言ふのである。いとこめうとの夫婦げんくわを、一方から叔父さんの所へうまく頼み込んで、つれない仲を何とかしてくれと言ふのに似てるて面白い。河川課長から、「一寸」とはじめ口を開かれ、一座一寸緊張する。それは、同じ縣廳内に於て主管課から合議が無くて知らなかつたなどはよろしくない。そんなことを放任して注意をも喚起しないのは縣政の圓満なる處理のため役人として採るべき途ぢやないと思ふ、是正して圓満に事務が遂行出来るやうにすることこそ望ましいと言はれるのである。犬も喰はないと言ふのが通り相場だが、いとこめうとのけんくわと來てゐるので、親父さんから意見された形、一寸器量が下る。

次に、岩崎岐阜縣土木課長が、珍らしく發言して、用排水幹線改良工事を、他の内務省所管農村振興土木事業と併せて施行しなければならぬものがあるが、此の場合農村振

興土木事業の國庫補助基本額中に用排水幹線改良工事に要する費用をも算入してもらえるかと質問し、河川課長から具體的問題に就て審議する外無いから相談してくれと應答があり。これで午前中終了。一同官邸で開かれた内相招待の午餐會に臨み引續いて午後再開。

府縣災害土木工事ノ施行ニ關スル件

近時災害復舊工事施行ノ遲延セル傾向アルモ該工事ハ可成速ニ被害箇所ヲ原形ニ復シ國土ノ保安並ニ交通運輸ノ安全ヲ圖リ以テ地方産業ノ振興ニ支障ナカラシムベキモノナルヲ以テ之ガ進捗ニ一段ノ努力ヲ拂ハレタシ。

砂防ニ關スル件

一、砂防指定地ノ監視並ニ既設工作物ノ維持ハ最モ緊要ナルニ拘ラズ勤モスレバ監視ヲ怠リ維持十分ナラザルモノアリ是等ニ關シテハ將來特ニ留意シ砂防ノ效果ヲ全カラシメラレタシ。

二、砂防工事ハ一溪流全般ニ亘リテ一定ノ計畫ヲ樹テ其ノ效果ノ完全ヲ期セラレタシ。

三、砂防工事ニ從事スル者ハ山間僻地ニ住居シ且ツ危險ナル工事ニ携ハルモノ多シ是ニ對シテハ適當ニ優遇ノ方法ヲ講ジ以テ優秀ナル技術者ガ進ンデ之ニ從事スルヤウ努メラレタシ。

堰堤ノ維持管理ニ關スル件

近時發電、灌漑、水道等ノ爲ニスル各種堰堤ノ築造増加ニ伴ヒ之ガ維持管理十分ナラザル爲破壊ヲ來シ下流ニ大ナル損害ヲ生ジタル例少カラズ工事ノ設計及施工ニ就キ十分ナル監督ヲナスト共ニ其ノ維持管理ニ就キ一層嚴重ナル監督ヲ加ヘラレタシ。

發電水利使用事務整理ニ關スル件

發電水利使用ニ關スル事務ノ整理ヲ充分ナラシメ其ノ權利ノ關係ヲ常ニ明確ニシ置カレタシ又工事實施設計提出後數年ヲ經過スルモ未ダ其ノ調査ヲ完了スルニ至ラザルモノノ如キハ速ニ調査ヲ遂ニ稟伺セラルルヤウ取連バレタシ。

以上四議題に付ては河川課長及第一技術課長から説明が

あつたが、これには大した質疑應答もなく、次の議題に入

る。

時局匡救土木事業ニ使用スル勞働者ニ關スル件

時局匡救ノ爲本年度施行セラルベキ各種土木事業ニシテ失業者多キ地方ニ於テ施行スルモノニ就テハ過般通牒セシメタル所ニ準據シ失業ノ防止及緩和ニ努メラレタキモ特ニ左記各項ニ留意シ所期ノ目的ヲ達スルニ遺漏ナキヲ期セラレタシ

(イ) 使用勞働者ハ能フ限り職業紹介所ヨリ紹介セラレタル要救濟失業者ヲ採用シ尙餘力アル場合ハ方面委員警察官吏等ト連絡ヲ保チ生活困窮者ヲ採用スルコト而シテ是等勞働者ノ數ハ工事施行上已ムヲ得ザル場合ノ外全使用勞働者數ノ七割以上トスルコト

(ロ) 事業ハ原則トシテ直營トシ已ムヲ得ザル場合請負ニ附スルコトアルモ右趣旨ヲ遵守セシムルコト

(ハ) 要救濟失業者、生活困窮者等ノ紹介及就労ノ統制

三關シテハ職業紹介所其他ノ關係諸機關ト緊密ナル聯

絡ヲ保チ所期ノ效果ヲ擧グルニ努ムルコト

これは社會局關係の議題なので、富田社會局社會部長が

議長席に就き、長谷川職業課長から説明があつたが、この指示事項は八年度時局匡救事業でも、指定した全國八十五

都市で執行する事業に於ては失業者を使へと言ふ通牒が出たものに敷意した指示事項である。これに對して、長谷川

岡山縣土木課長から、指示事項以外ではあるがと前提して

縣でやつた失業應急事業に付社會局の認可を受けようとし

たら、豫算面に、失業應急事業と表明して置かなかつたば

かりに認可にならなかつたが字句の如何に拘らず、認可し

てもらえるわけには參らぬかと質問し、職業課長から字句

に拘泥して取扱を左右せず、失業應急事業として新に計畫せられたものは認める。但し既定の繼續費を失業應急事業

に看板替えをしたものは認めるわけには參らぬと答へ、次

で坂本福岡縣土木課長から、社會局に提出する設計圖書の

様式と、土木局に提出するの様式が異なるため二度の手數を

かけさせられて困る、何とか統一して貰えまいかと希望が

出たのに對して、社會部長から希望に副ふ様にしよう、尙事業は必ず年度内に完成して救濟の實を擧げる様努力せられたいと述べ、次に土木局長から、設計様式が異なるため二度の手數がかかることは煩雜だから考慮しよう。また、道路、河川、港灣の別によつて設計様式が違つたりするのも困るだらう。これも統一するやうに考究しようと言明があり、これで指示事項全部を終る。

時間もそろそろ第一日を終つても良い頃合であつたが、唐澤土木局長から、救農事業の經理事務、財務に關することでも、良い機會だから、關係當局の方にも列席してもらうから充分に質問して、萬遺漏なくやつてもらひたいと好意ある取計で、議題外の質問なり希望なりを開陳することとなり、その一番先頭を承つて、横山香川縣土木課長から農村振興町村土木事業費の運轉資金の圓滑を圖るため、特殊の町村に對しては縣から補助金を概算渡をやつてゐるが、これに對する國庫補助金も、これに應じて縣費へ概算渡をやつて頂けないだらうかと尋ね、山崎内務省會計課長

から一應御尤もだが、經理事務當局として、オイソレとの運びに行かぬが、事情も無理からぬ事だから、よく考究しませうと、好意ある答辯があり、次で、三輪大阪府土木部長から、大阪府では、昭和八年度の救農事業は、昭和七年度に配當せられた額から比率計算して、その倍額以上の豫算を七年暮の通常府會で、議決して、期待してゐた所、配當されたものは、大分見込よりも少かつた。それがため國からは補助されぬが、府の單獨負擔に於て、相當の事業をやらねば、府の實情からして救濟の實が、擧げ得ない状態にある。ところが、財源は一般財源に俟つことが出來ないから勢ひ起債に依る外ないが、この起債に付ては地方債暫行特例の特典外となるため、内務、大藏兩大臣の許可を必要とするが、事業は、止むを得ぬために起興するものであるから、これ等の起債許可は寛大に扱はれたいと希望する。これに對して、加藤地方債課長から、昭和七年度に於ては、產業振興事業に對する起債は要許可事項であつたが、八年度に於ては、この性質を持つてゐる事業に付ても

暫行特例の特典が及んでゐるのだから、相當多額の不要許可債があり得るわけだから良いやうに思うが、具體的事例によつて、府縣單獨事業を起す必要ある場合は、よく調べて御希望に副ふやうにしませうと答辯あり、ついで平川和歌山、河合高知の兩土木課長と地方債課長との間に低利資金融通及利子補給に付て簡単な應酬があつた後、田中埼玉縣土木課長から、農振事業に對する地元分擔金は、それが、寄附金の名義にしろ分擔金の名義にしろ低利資金の融通、利子補給並起債暫行特例の特典があるか、又水利組合に分擔を命じても、町村と同様の特典があるかと尋ね、地方債課長から、どれも特典があると答へがあつたが、續いて起つた岸田鳥取縣土木課長が、罹災救助基金の利子運用の可能範囲や年限と、地方債暫行特例による府縣の五十萬圓未滿の不要許可との關係とゴツチャにしたが、鳥取縣財務當局が、頑迷であるかの如き言ひぶりで、質問をしたが、地方債課長から、質問の要旨がよくわからぬが、罹災救助基金の利子運用と、不要許可債との關係をゴツチャに考え

てゐられるのぢやないかと反問され、危ふく現實曝露かと、一座笑聲が湧いたが、唐澤土木局長が、何だか具體的問題らしいから、あとでよく御相談になつたらと、助け舟を出されたので沈没しさうな所を一浪かぶさつただけでホツと助かつた形。お次は、中川鹿児島縣土木課長が、農振事業のため縣内監督其の他のため出張の度數も殖えたが、國費の旅費が少くて困る何とかして呉れと談判。なる程、地方技師である各土木主任官は國費支辯の旅費で歩いてゐる。地方廳の國費旅費の配當は、平素でも足らぬ勝ちだから、農振事業があつたりしたら、贋足に不自由なことだらう。尤もな要求である。これに對しては、山崎會計課長から、今年は十分とは言へぬが、増額してもらつた。まだ、各府縣で、何れ程足りぬかわからぬから配當には現はれてゐないが、留置いてあるから、了承してくれと答辯。お預けを喰つてゐるのである、これぢや、少々各主任官も氣持が悪からう、喰べてしまつて、あとで勘定が足りなかつたりしたら困るであらうし、さて其れかと言つて、金を見てから買

ひ物に行つたのでは一層間に合ふまい。それでも、押して言質を取るでもなく、そのまゝ済んで、第一日は終る。時に午後五時三十分。

第二日たる五月九日は午前九時十五分から開會。昨日指示事項を終つたので、今日は諸問事項である。印刷してある諸問事項の順序によらないで、初頭は道路課長の説明で。

道路工事執行令改正ニ關スル件

これは勿論改正案が、別紙として提案せられてあるのだが、こゝでは、掲載すべくあまりに浩瀚(?)であるので、割愛した、そして、改正案それ自體も、相當猶豫期間を置いて、各主任官なり縣當局で、検討した意見を持ち寄つて諸問に對へるのが、本筋だらうと思ふのに、時期の關係上改正案をよく検討する餘裕も無かつたさうだから、そして又これに對する答申なり意見なりが、會議中表明されたものが、その總てで無く、歸任して改めて書面を以て意見を開陳してもらふやうになつたしするので、此處で、一々掲

げて書き立てるに至らなかつたと言ふのが一番穩當だらうと思ふ。ただ、今度の改正案に對する武井道路課長の説明によれば、曩に各府縣へ道路工事執行令改正に付ての意見を照會して、その回答案を骨子として改正案を立てられたと言ふことであるから、今度の會議に諸問されたのは、各府縣なり關係方面なりからの意見を取捨擇擇したものだと言ふことだけは言へる。所が、さて諸問となつて出て見ると矢張り相當の意見なり、希望なり、改正案に對する反対意見なりが相當に出た。何府縣の何土木部課長が、此う言つたと、ここであからさまに書き立てるに、白色テロ横行時代に、飛んだ迷惑を蒙る人が出ぬでも無いと、筆者こゝでは、殊勝佛心を出して書かぬことにする。また、内務當局に對しても、何處で何う言ふ意見が出たと書き立てて、さて、後で改正が實行された時に、具合の悪いことが出ぬでもない。それにもう一つは、あまり各府縣から希望や、意見や、反対が出たので、一々書くのは筆者少々手がだるくなる。今すぐ結果が現れない事項だから、此の問題に就

では、唯此う言ふ點が論議せられたと言ふ程度で、御免を蒙ることにする。

先づ、落札最低價格の限度を引き上げるか、引き下げるかに就ては引上げる方が良いと言ふのが大多數の意見、談合入札をやつても良いぢやないかと言ふ意外(?)の意見が一縣あつたが、これはすぐにケシ飛ばされて、如何に談合を避くべきやが、各府縣での悩みの種となつて居ることがわかる。隨意契約に依つても良いと言ふ最高限度を引上げようとの案は、あまり一足飛びで、不可ねからもう少し低下して呉れと遠慮した所がある。苦い経験を澤山嘗めたのだらう。また請負人の責に歸すべからざる天災其の他不可抗力により滅失した既成部分に對する補給の制度を設けて、請負人の不慮の損害を救濟しようとする改正案は一般に好評だつたし、契約保證金の百分の十を百分の五にして運轉資金の擴大を圖つてやつて欲しいと言ふ希望も相當あつた。請負人に不利なものより利益になるようにと言ふ方が多い。改正案だから先づ此の點平穏だが、たゞ、労働者に對す

る賃金不拂をやつてゐる請負人には請負資格を失はしめよと言ふ意見も出た、これ等は、惡徳請負人の首のまわりを冷たくさせるに足るだらう。これは、労働者ばかりでなく、工事場附近の中小商工業者もよく泣かされるところであるし、附近の風儀も悪くしたりするので、所に依ると、土木施設の良くなるのは嬉しいが、請負人や土方に荒されるのが恐いからと、工事の起るのを嫌がる所もあることから考へて、本氣に考えてもらつて、何等かの方法を講じても良からう。さて各主任官から出た意見は以上の通りであるが。其の中に混つて「本令ニ規定セサル事項ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル」とある現行規程に對立して「道路管理者ハ前項ニ規定スルモノノ外必要ト認ムル事項ヲ定ムルコトヲ得」と改正案に出でたのを、道路管理者と地方長官とは常に同一であると考えてゐるらしく現行規定の外に改正案の規定が必要なのかと質問した土木課長があつた。市長たる道路管理者、町村長たる道路管理者のあることを知らない課長さんがることを發見して、轉々寂寥を感じた、

悲観した。しつかり頼みますよと言ひたくなつた。次は、

道路ノ築造維持ニ關スル件

車道ノ築造及維持ヲ最モ經濟的ナラシムル對策。

これは技術上の諸問題事項で、先づ前川第一技術課長の説明があつて、車道の築造維持に就て何でも御意見を承りたいと切り出す。一番に、中川鹿児島縣土木課長が、物資の移動調査をやつて、移動狀況に應じて築造維持を對處するが良からうと鹿兒島縣での移動調査を行つた結果を話し、次で土地の狀況に應じて築造維持の方法も變るのだから、全國適當の地方別にして地方土木試驗所を置かれる様に提唱する。次で、木村靜岡縣土木課長が、我國の土木施設が、他の文物の進歩よりも遅れてゐて概嘆の至りだが、事今日に至つては車道の築造維持の點から見て鋪装をするのが最も經濟的であると斷ずる。然るに單なる鋪装事業に對しては内務省からも未だ國庫補助の途を講じられてゐないのは洵に遺憾である！と喝破したので、ハテまだ鋪装に對して内務省から補助が無いと心得てゐるのか知ら、夫子自身

も文物の進歩に遅れてゐると内心可笑しく思つたが、聞いて見れば、靜岡縣で國道の鋪装に國庫補助を内務省に申請して、それが詮議相成り難くなつたのがあるんだとか、

成程、それに關してはたしかに補助が無かつたのだなと思つてゐたら、次に立つた、西千葉縣土木課長が、意地悪く（？）私の方にはもう前から鋪裝工事に國庫補助をもらつて、現に仕事をやつてゐると前置きをして、木村靜岡氏の

眼を白黒させ、一座を一寸賑やかにして置いて、さて、これから先もどん／＼鋪装の事業を起したく思ふから、内務省の土木試驗所でも十分援助して欲しいし又試驗鋪装もドンドンやつてもらいたいと思ふ、と良い所を凌つて行く、次は田邊神奈川縣土木部長が、何うでも鋪装の外は無いが經濟的の方法としては、車道と歩道とを別の線に置き、用地買収費等の多額を要する所を避けて車道を作つたり、急速車道と、緩行車道とを區別すること、地下埋設物の埋設を道路の築造と同時にやつて掘り返しを避けること等を良い方法ぢやないかと提案したが、鋪装でも、何うも簡易鋪

裝は駄目だと思うとアツサリ言つた所、後から和歌山、東京あたりから、簡易鋪装も場所と施工方法によつては、萬更捨てたものでもないと反対が出て。イヤ私の所でやつた或る工事に關する限り駄目だつたと言ふ意味だと釋明(?)するなどの愛矯で、だれかゝつた議場に一寸色直しをやり續いて、三輪大阪、平川和歌山、來島東京、坂本福岡の各土木部課長から夫れゝゝ蘊蓄を傾けて意見發表があつたが何れも、これから時代では鋪装で行くの外なしと言ふに一致したやうで次に移る。

時局匡救土木事業ノ執行方法ニ關スル件

昭和七年度ニ於テ起工シタル農村振興土木事業執行ノ實績ヨリ見タル直營及地元部落請負制度ノ得失。

この議題を上程すると丁度山本内相も臨席せられて熱心に各主任官の意見を聽取して居られた。唐澤土木局長からも、幸ひ大臣の臨席を得たから議題の範圍に拘泥せず、昭和七年度に行つた農振事業一般に亘つて、成功談、失敗談までも話して貰つたら良いと思ふと、話のいとぐらをほぐ

して置いて、上程。道路課長から簡単に説明があつて第一陣を承つた田邊神奈川縣土木部長が、議題に關して、監督雜費の節約、工事用器具の蒐集容易、用地買収交渉の圓滑、村内の團結、農閑期の利用、事業費の過不足調節可能等の諸點から見て、地元請負の方法に依ることが良いと考へると述べ、更に語を續けて、幸に大臣閣下の臨席を得てゐるから此の機會に於てお願ひすると前提して、農村振興土木事業の起興が、地方に與へた物質的、精神的好影響は非常に大であり、七年度の事業に引續いて八年度にも相當増額配當せられたので、縣も地方も非常に喜んでゐるが、或は八年度限りで本事業を打切られるかのやうな噂を耳にして非常に心配であるが、今打切られるとなると切角二ヶ年續いて行はれ、三年目に其の完きを期さうと思つてゐたのも駄目になつて畫龍點睛を缺くものであるから何うか地方の事情も御推察の上九年度に於ても引續き農村振興事業を起興せられる様格別の御盡力を乞ふと、言辭切々陳情して萬場水を打つた様。大臣もとても深刻な顔をして聞いて

るられた。續いて立つた中川鹿兒島縣土木課長は、部落請負反対で其の理由として、工事用測量器械の間に合はぬ事現場技術員の優秀なものが得られぬこと、設計變更等の手續が煩雑であること、工事竣工期限が延引すること、段取りが悪いため請負金を費ひ果しても工事が完成に至らないことが多く、監督雜費に冗費を多く要すること、就労者に對する勞銀が、必ずしも本人の生活費に充當出來ぬやうになつてゐること、立替拂のために收入が減少すること、部落請負であるため勢ひ就労範圍を限定して排他的になること、書類の調製が不馴れのため整理に非常に手數がかゝつて會計監査上困る等の諸點を擧げ、また七年度に行つた農事業の結果、地方に何う言ふ影響が現れたかに就て、縣内各町村に照合した結果によると、滯納が著しく減少した。私債償還が多くなつた。家族の貯金が殖えたこと。購買力が旺になつて地方の中小商工業者が霽つた。更に三陸津浪の見舞金まで零細な勞銀の内から醸出した美談もある。最も心配したのは浪費の惡癖を醸成しないかと言ふ點であつ

たが、何等其の事實を見なかつたから是非共此の機を逸せず、救農事業を續行して民力の伸張に努められる様に願ふと結ぶ。續いて起つた横山香川縣土木課長は、七年度の事業を起すに方つて一部の理事者の誤つた思想から、此種事業が起興せられたため、事務の煩雑を來して困ると言ふやうな聲を聞いたこともあるが、地方農村直接に當つて聞くと何れも本事業を旱天の慈雨の様に喜び迎え、政府の措置に感謝してゐる。而して事業の本質から見ると、七年度で行つたものは、眞に芽生えさせたに過ぎない、八年度に行ふ事業はこれに花を咲かせる事である。が、唯花を咲かせただけでは何もならぬから九年度にも是非共此事業を續行して、實を結ばせて呉れと、地方に與へた好影響の實例を引いて論じ更に、四國に對する本省の認識が不足で困る、交通の不便だと言ふことも原因してゐるかも知れぬが、先般の地方長官會議で、香川縣知事が、香川縣の國道は自動車が行き遭ふと路地で猫が睨み合つたやうで、ブウ／＼言つてもちつとも動けないと言はれたと或雑誌に出てゐたが、知事サ

ンの話も度が過ぎるけれどもまあその程度のことはあるから、せいで道路の改良や各種の施設の改善をするべく努力するから、本省に於ても四國に付てはもう少し御援助を乞ふ、とユーモラスな話しぶりで滿場を朗らかにしつつ巧に自縣のために努める、能辯では無いが、話の持つて行き方がうまい。次に立つた舛井熊本縣土木課長は地元請負を否認して、從來の經驗から見ると、縣事業に對する地元の負擔金を浮かせるために地元から請負を希望するが、甚しきになると負擔金よりも多額に浮かせて鞘取りをやつて下請に出したりして、工事の粗悪、監督の困難等からして、直營の方が良いと結び、七年度救農工事の實績として、中等學校の入學希望者が多くなつたこと、在郷軍人團等が働いて得た一日の勞銀を醸出して満洲派遣軍の慰問金に宛てたこと等を話す。木村靜岡縣土木課長も、地元請負よりも直營の方が何彼につけて良いと思ふと述べて、更に内相に是非共、救農事業を九年度も續行して頂くやうに御盡力を乞ふと陳情する。次の伊藤宮城縣土木課長も、地元請負に附す

ると損失があつた場合の補填方法等に困るし仕事の出來榮えも思はしくなく、又地元請負を希望するのは、一抹不純な動機を持つてゐるものが多くて、監督上にも困る、矢張り直營の方が良いと思ふと結び話を續けて、救農工事の結果地方農民に勤労の美風を馴致したが、或る一部では、救農事業を救恤的に考えて、勞銀を交付するものも、受ける者も惠與の様に考えて、能力、歩合に關せず勞銀をやつたり、貰つたりしてゐる所があつて困つたと、本とうの所をサラケ出して、多くの府縣の隨所にある實例を自ら抉つて置く。これは何處でも困つてゐるらしく、町村の直營事業に於てすら筆者自身にも其の實例を澤山見た。村長さんと顔見知りの村民との自腹にコタへない勞銀のやりとりで、各人別に歩附けの差をつけることが、具合が悪いために起ることで、これは縣當局でも十分監督もし、研究もする必要があらう。横道へ外れたが、宮城縣の土木課長は更に農振事業の打切問題に付ては、私は九年度に於ても亦相當額の事業が起興せられることと堅く信じてゐるし、地方でも

勿論そのつもりで、營々として工事をやつてゐる、九年度で打切られる等とは毫も思つてゐないが、寧ろ十年度以降に於て、俄に働く機會を失つた場合の地方民の窮状を御想像の上十分の御配慮を希ぶと、今までの各主任官の意見に更に輪をかけた陳情をして引下る。續いた中山大分、坂本福岡の兩土木課長も直營の方が良いと結び更に、九年度以降の農振事業の續行を切望して此の議題を終る。最後の諸问题是。

軌道ヲ敷設スル道路ノ鋪装ニ關スル件

軌道經營者ガ維持及修繕ヲ負擔スル道路ノ鋪装促進ニ關スル對策。

これは前川第一技術課長の説明があつて、鳥取、和歌山、神奈川、大阪、岡山、鹿児島、宮城、栃木の各府縣土木部課長から意見があつたが、之を要約すると、現在軌道經營者が、一律に經營困難に陥つてゐるから、直に經營者の負擔に於て鋪装を行はしめるることは至難である、之が解決方法として、最も道路を損壊する一般車輛、自動車等から相

當の費用を徵收して道路管理者が鋪装をしてやるか、ガソリン税を徵收して之に充てよとか、軌道の爲にする道路占用料を徵收し得る途を早く拓いて之を以て鋪装せよとか、バスに押されて經營困難になるのだから、バスの營業免許の時、軌道經營者に免許するやうにしたら良からうかと思ふ等、いづれも傾聽に値する意見が出て、これで議案の全部を終る。

其所で、局長からまだ、時間もあるから議題外のことでも打合をしたらとの計らひで、長谷川岡山縣土木課長から

就勞者名簿のことで質問し、楠長崎縣土木課長から、火薬ダイナマイト等が拂底して工事の進捗上困難を感じてゐる一つ御考慮を乞ふとあぶない希望を述べ、横山香川縣土木課長から、税制整理をやるかのやうな話であるが、若しさう言ふ場合には、現在各府縣で維持修繕費豫算を減額せられて困つてゐるのだから、自動車税だとか、ガソリン税だとか言ふものに付ては、道路維持修繕費に充て得るやうに定めもらひたいがら一つ御盡力を乞ふと局長に頼み込

む。唐澤土木局長も、出来る限り努力しようと答辯があつて、次に、樹井熊本縣土木課長から八年度事業費配當に就て述べ、田邊神奈川縣土木部長から、指示事項道路と鐵道軌道との平面交叉に關する件の中に書き加へた鐵道大臣宛の陳情書が各土木部課長の連署を終つたから提出する見込だが、内務當局でも今後格段の御配慮を得たいと代表として一言し、川越砺木縣土木課長から、平面交叉除去の一時的方法として、踏切番人小屋のため見透しを悪くしてゐるものが多いから先づこれを整理したら若干の危險除去になるだらうと實地卑近の方法一端を見せてこれで全部の發言を終る。大臣は最後の諮問事項に移つて間もなく退席せられたので、閉會の挨拶は唐澤土木局長がやられたが、これは、私の拙文で、要旨とか、かいつまんととかして書くことは、出來ない其のまゝが文章となる、無駄のない言々句々眞に通つたものであつたので、満座水を打つた様に静まり返つて傾聽し、呑氣坊の筆者も眼頭が熱くなるのを覺えた此の雑誌の讀者にも勿論府縣や市町村の土木關係の方々が

多數にあるので、こゝに局長の挨拶をそのまま拜借して私に冗漫なのぞ記の縮めくよりとさせて頂く。尙會議の終つたのは午後五時二十五分、それから揃つて帝國ホテルに開かれた道路改良會と港灣協會の合同事務打合會に臨んだ。

唐澤土木局長挨拶

先程幸に大臣の御臨席がありましたから、若し御臨席中に此會議が終るやうでありますならば、更に重ねて大臣より親しく閉會の御言葉を頂戴したいと考へて居りましたが、大臣は他に先約がありまして、先程御歸りになりました、吳々も諸君に宜しく御傳へするやうにと云ふ御傳言がありましたが、私より御傳へ致します、尙ほ甚だ僭越でありますが、一言私より閉會の御挨拶を申上げたいと思ひます。

昭和七年度の土木事業は洵に前例のない未曾有の大事業でありました、是が着手前に於きましたは、果して豫期の金額を豫期の目的に使ひ得るや否やと云ふことに付きまして、或は大藏省方面、或は議會の人々の間に、多大の疑懼

の念を以て見られて居つたのであります、洵に恥しながら吾々此事務の一端に携つて居ります者までも、多少の心配を有つて居つたのであります、然るに拘らず、皆さん方の御精勵に依りまして、洵に見事に豫定の效果を收獲致しまして、甚だ僭越な言分でありますがあさんと共に慶祝に堪へない所であります。

簡単に其總結果を御披露致しますと、先程來段々と御報告を願ひまして、土木局に於て漸く一兩日前に集計致しました所に依りますと、昨年度の土木事業中、特に御力を御注ぎ下さいました農村振興の土木事業は、其總額の一パーセントにも足らない、僅に〇・三四パーセントと云ふ少額の繰越を見ただけで、殆ど全部使ひ果されたやうな譯であります、而して其事業の内容に付きましては、是は一概に計數的に申上げることは出來ませぬけれども、私共が中央に於て、或は新聞の方面、或は議會が始まりまする前後に於ては、衆議院に於ける各政派、貴族院に於ける各種團體の方々が、親しく地方を視られて、さうして公私の機會に

於て、此土木事業に付て吾々を招いて、色々と御批評もあり、又色々と御助言もあつたのであります、其間に於きましたて、昨朝大臣の御訓示にもありました通り、殆ど何等非難らしき非難、不平らしき不平もなかつたのであります、固より數多くの事業でありますから、色々と御注文などもありました、又其中には或は非難とも聞えるやうな、不平とも聞えるやうな事項もありましたけれども、併し能く調査致して見ますと、其大部分は誤解に基き、殊に農村振興と産業振興とを混同した結果に基くやうな誤解もありまして、當方より十分説明を致しまして、大體に於て冰解致したやうな譯であります、議會に於ける質問應答も、或は官報紙上に於て御覽のことかと考へますが、大體に於て事務當局の精勵に對して満足の意を表して居るやうに認めたのであります、或る有力なる一人の衆議院議員の如きは、事務當局の裁き方は殆ど百パーセントと言つて宜しい、斯う云ふことを言はれた人もあります、又或る衆議院議員の人は、是は或は御笑草のやうなことでありますけれども、

地方へ親しく視察に参りました際に縣廳の方々が晝夜を別たず御勉勵に相成つて、深更に及ぶまで縣廳の窓から煌々たる電燈が輝いて居る、道行く人達がそれを仰ぎ見て、あれは役人の方々が此時局を匡救せんが爲に今まで御精勵になつて居るのであると言つて、感慨の眼を以て之を見て居つたと云ふやうな話まで、私共に傳へて呉れた議員もあるのであります、是は満更の御世辭ではなからうと考へます。

左様な譯で事業は大體豫期の通り使ひ果しましたし、尙ほ其内容に付きましても大體所期の結果を收めたと考へて居ります、殊に私共が嬉しく存じて居りますことは、私共の耳に這入りました限に於きましては、此度の土木事業に付て、それが一黨に偏する、一派に偏すると云ふやうな、從來動もすれば土木事業に付て噂されたやうな非無不平と云ふものを殆ど聞くことがなかつたのであります、是は洵に邦家のため慶賀すべき情勢であると考へて居ります、希くば皆さんと力を協せまして、此情勢は更に一層之を助長したいと考へて居ります。

此事業の着手前に於きましたて、總理大臣は勿論のこと、内務大臣に於かれて、如何に此事業を重視せられたか、又此事業の執行に付て、地方長官の皆さんは固よりのこと、本當の主管の地位に在られる所の土木部課長の手腕と御精勵に對して、如何に期待を有ち信賴をされて居つたか、尙ほ七年度の事業を終りまして、大體其成績の判りました今日、兩大臣が如何に皆さんの御努力に對して感謝をして居られるかと云ふことは、昨朝の大臣の訓示、又正午に於ける大臣の御挨拶に依つて、十分御酌取下さつて居ると考へて居ります、何卒八年度に於きましては猶一層の御勉勵を賜りまして、七年度に増してより良き結果を收獲せられんことを、甚だ僭越であります私より御願致して置きます。

尙ほ附加へて申上げて置きたいと思ひますのは、土木事業の執行に付きましては、それそれ法令の定むる所もあります、又此度の土木事業に付きましては昨年來段々と大臣の指示通牒等も差上げてありますし、又此度の會議に於て、昨日今日兩日に亘りまして、色々と本省の考へて居り

まする方針標準と云ふものを申上げたのであります。

之に準據して御執行に相成ることは固より當然のこと、思ひますけれども、此度の土木事業は時局匡救の土木事業でありまして、其名の示す如く非常時の土木事業でありますから、此巨額の事業を實際に當つて御執行になります際には、時に特殊の事情が發生して、私共中央に於ける希望、或は標準に其儘適合出來ないやうな場合が必ず發生しようかと、私共に於ても豫期して居ります、斯の如き場合に於きましては、決して一定の方針とか、標準とか云ふものに膠着することなく、皆さんの獨自の責任ある御判断に依りまして、其場合に處して、社會の實情に應じ、而も適正なる御判断を願ひまして、其結果が多少吾々の考へて居まする方針或は標準に違ひましても、本省に於ては其結果が實情に合ひ、適正のものでありますならば、決して瑣末の點に付て彼是れ不平を申すものではありません要は其處置が果して適正であり、實情に合つて居るかどうかと云ふことに在ると思ひますから、是は私より申上げるのは洵

に僭越であり、申す迄もないことでありますけれども、何

分其點に付て御留意を賜りまして、常識ある社會の人々の笑を招かないやうに、成程立派な仕事であると云ふ批評を受けるやうに、御盡力の程を偏に御願致します。

是等のことは大臣より御話を願ひたいと思つて居つたのですが、先程申しました通り、大臣が他へ参る時間が來ました爲に、殘念ながら御退席になりました、甚だ僭越の言分で恐縮でありますが、私より代つて御挨拶を致します。

昨日日本日兩日に亘りまして熱心に御審議を戴きました、洵に有難く感謝致します、それでは是で會を閉ちます。

巴 藤

碧空や雲雀に草の香高し

短夜や工具新たに道普請